第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十九条第一項中「、主務省」及び「、国土交通省及び財務省」を削る。

附則第七条第七項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第八条中「第十九条第五項から第九項まで」を「第十九条第四項から第八項まで」に、「第十九条第五項中」を「第十九条第四項中」に、「第三項」を「前項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

附則第十一条中「第十九条第五項及び第六項」を「第十九条第四項及び第五項」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二百二条　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人土木研究所の」を「国立研究開発法人土木研究所の」に、「独立行政法人建築研究所の」を「国立研究開発法人建築研究所の」に、「独立行政法人海上技術安全研究所の」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所の」に、「独立行政法人電子航法研究所の」を「国立研究開発法人電子航法研究所の」に改める。

第十二章　環境省関係

（環境省設置法の一部改正）

第二百三条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「有明海・八代海等総合調査評価委員会」を「有明海・八代海等総合調査評価委員会」に改める。

第十条を削り、第九条の二を第十条とする。

（独立行政法人国立環境研究所法の一部改正）

第二百四条　独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、環境省」を削る。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第二百五条　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第二項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補**塡**」に改める。

第十八条第二項中「主務省及び」及び「それぞれ環境省及び」を削る。

（独立行政法人国立環境研究所法の一部改正）

第二百六条　独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「施行日後の研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改める。

第十三章　防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第二百七条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第二百八条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

（自衛隊法の一部改正）

第二百九条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六十三条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法の一部改正）

第二百十条　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期等）

第九条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十一条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条中「、主務省」及び「、防衛省」を削る。